

事業者のみなさまへ

悪臭の規則基準を守ってください

東松山市内では悪臭防止法により悪臭の排出が規制されています。規制基準を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めて下さい

悪臭規制の種類

東松山市では、臭気指数による規制を行っています。

規制基準

(1) 敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値
A区域	(B・C区域を除く区域)	臭気指数 15
B区域	(農業振興地域)	臭気指数 18
C区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数 18

(2) 気体排出口における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します

(3) 排水における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式 $I_w = L + 16$ I_w : (排水の臭気指数)
 L : (敷地境界線における規制基準)

【臭気指数】

臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

例：臭気濃度63の場合・・・ $10 \times \log_{10} 63 \div 1.8$

臭気指数は1.8となる。

【臭気濃度】

人間の嗅覚で臭気を感じることが出来なくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数

例えば、1000倍に無臭空気希釈したときにおいを感じ出来なくなれば、臭気濃度1000の臭気となる。

くわしくは環境保全課までお問い合わせください。

- ・改善命令に違反するなどの場合、罰則の適用があります。
- ・必要な報告を求め又は立入検査を行うことがあります。